

一般社団法人 品質と安全文化フォーラム 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人品質と安全文化フォーラムと称する。(以下、当法人という。)

(事 務 所)

第2条 当法人は、主たる事務所を「東京都足立区梅田七丁目23番11-505号」に置く。

2 当法人は、従たる事務所を「東京都中央区銀座一丁目3番3号 G1ビル7階 797号」に置く。

3 当法人は、理事会の議決を得て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 当法人は、生活者の衣食住などの生活に関わる全ての商品及びこれらに関わるサービス並びにそのシステムなどに潜むリスクの除去及び低減を通して、生活者の安全を実現することを目的とする。

2 当法人は、これらの商品及びこれらに関わるサービス並びにそのシステムなどに潜む残存リスクを生活者に開示し、残存リスクに対して生活者が取るべき保護方策をリスクコミュニケーションや苦情対応などを通して知らせ、生活者に対して保護方策を教育及び学習支援することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 指導及びコンサルティング事業
- 二 セミナー及び研修などの教育事業並びに学習支援事業
- 三 教育教材、学習支援教材及び物品の販売事業
- 四 調査研究及び翻訳などの事業並びに出版事業
- 五 学会及び研究会などの事業
- 六 指導者育成事業及び資格検定又は適格性認証などの事業
- 七 その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人において議決権を有する会員は、法人正会員、個人正会員(以下「正会員」という。)の2種とし、もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」と略す。)上の社員とする。

- 一 法人正会員：当法人の目的に賛同し、理事が推薦し、理事会で承認した企業、団体などの法人
- 二 個人正会員：当法人の目的に賛同し、理事が推薦し、理事会で承認した個人

(会員資格の取得)

第6条 当法人の目的に賛同して、当法人に会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、代表理事に申し込まなければならない。

- 2 入会申請者が当法人の目的を満たしているか否かを基準に、理事会においてその可否を決定し、事務局長が申込者に通知するものとする。
- 3 法人又は団体の会員にあっては、当法人に対して権利義務を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を代表者として定め、代表理事に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を代表理事に提出しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 当法人の会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき。
- 三 除名されたとき。

(退 会)

第8条 当法人の会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対しあらかじめ通知するとともに、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 当法人の目的に適った行動を行っていないとみなされたとき。
- 二 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき。
- 三 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- 四 その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(拠出金の不返還)

第10条 当法人の会員の退会及び除名にあたっては、既納のセミナー参加費、その他の拠出金は返還しないものとする。

第3章 社 員 総 会

(種 別)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構 成)

第12条 社員総会は、法人正会員及び個人正会員をもって構成する。

(機 能)

第13条 社員総会は、当法人の運営に関する以下の重要な事項を議決する。

- 一 定款の変更
- 二 解散及び合併
- 三 事業計画及び収支予算
- 四 事業報告及び収支決算
- 五 役員(理事及び監事)の選任及び解任
- 六 長期借入金及びその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 七 解散における残余財産の扱い

(開 催)

第14条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- 二 正会員の5分の1以上から社員総会の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- 三 第23条第6項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招 集)

第15条 社員総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前

までに通知しなければならない。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、その総会において出席正会員のなかから選任する。

(定 足 数)

第17条 社員総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(社員総会の議決)

第18条 社員総会における議事は、第15条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 社員総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権、書面表決及び委任)

第19条 正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用について、その正会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第20条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 開催の日時、場所
- 二 正会員の現在数及び理事の現在数
- 三 社員総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)及び出席した理事の氏名
- 四 議長の選任に関する事項
- 五 審議事項及び議決事項
- 六 議事の経過の概要及びその結果
- 七 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席正会員のなかから、その会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第4章 役 員

(役員の設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上10名以内
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選 任 等)

第22条 理事、監事は、社員総会において選任する。

2 理事は正会員(法人、団体にあっては指定代表者)の中から選任するものとする。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から決める。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 理事、監事に異動があったときは、3週間以内に登記しなければならない。

(職 務)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 当法人の財務、総務、事業に関する責任を負うのは代表理事のみとする。
- 3 事務局長理事は、代表理事を補佐し、その業務を実施する。
- 4 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 理事は理事会を構成し、定款及び社員総会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 財産及び会計を監査すること。
 - 二 理事の業務執行状況を監査すること。
 - 三 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを社員総会に報告すること。
 - 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
 - 五 第三号の報告をするために必要がある場合には、理事会を招集すること。

(役員任期等)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 役員の再任を妨げないものとする。
 - 4 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
 - 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(欠員補充)

- 第25条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第26条 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決により、これを解任することができる。
- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第27条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

- 第28条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(機能)

- 第29条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- 一 社員総会に付議すべき事項
 - 二 社員総会の議決した事項の執行に関する事項

三 その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、原則として毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 代表理事が必要として認めたとき。

二 理事現在数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

三 第23条第6項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

4 定例理事会及び臨時理事会は、書面（電子メールを含む）による持ち回り会議にても開催できるものとする。

(招 集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定 足 数)

第33条 理事会は、評決に加わることのできる理事の総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することはできない。

(理事会の決議)

第34条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、議事について利害関係を有する理事を除く、評決に加わることのできる理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の議決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面（電子メールを含む）をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

三 審議事項

四 議事の経過の概要及び議決の結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 事務局及び専門委員会

(事務局の設置)

第37条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事のなかから選任するものとする。

4 事務局長理事及び職員の任免は、代表理事が行う。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第38条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

一 定款

二 会員名簿及び会員の異動に関する書類

三 理事、監事及び職員に関する名簿及び履歴書

四 許可、認可等及び登記に関する書類

五 定款に定める機関の議決に関する書類

六 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

七 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

八 その他必要な帳簿及び書類

(専門委員会)

第39条 当法人は、第4条の事業を達成するために、理事会の議決を経て専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第40条 当法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

一 寄付金品

二 資産から生じる収入

三 事業に伴う収入

四 その他の収入

(財産の管理)

第41条 当法人の財産は代表理事が管理し、その方法は社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(費用の弁済)

第42条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入及び支出することができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表理事は事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録などを作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第48条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会の議決を経なければならない。

2 当法人は正会員ほかに対しフォーラム債(長期借入)を発行できるものとし、その詳細は理事会の議決によるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の総数の3分の2以上の議決を得なければ、変更することができない。

(解 散)

第50条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決を経て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第51条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料などを積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(委 任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第57条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(当法人の設立時役員)

第58条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	佐々木 光邦
設立時理事	中嶋 洋介
設立時理事	南波 裕樹
設立時理事	向殿 政男
設立時理事	相馬 成光
設立時理事	内堀 伸健
設立時代表理事	中嶋 洋介
設立時監事	伊藤 陽三

(設立時社員の氏名、住所)

第59条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

一	千葉県流山市前ヶ崎699番地の1コスモ北小金404号	佐々木 光邦
二	東京都足立区梅田七丁目23番11-505号	中嶋 洋介
三	東京都国分寺市内藤二丁目8番地57	南波 裕樹
四	東京都世田谷区深沢五丁目18-20	向殿 政男
五	千葉県白井市堀込三丁目7-11	相馬 成光
六	埼玉県所沢市北秋津 890-1 マルナカビレッジ 2-506	内堀 伸健
七	川崎市高津区久本三丁目6番1-712号	伊藤 陽三

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人品質と安全文化フォーラムの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年08月10日

一	設立時社員	東京都足立区梅田七丁目23番11-505号 中嶋 洋介
二	設立時社員	千葉県流山市前ヶ崎699番地の1コスモ北小金404号 佐々木 光邦
三	設立時社員	東京都国分寺市内藤二丁目8番地57 南波 裕樹
四	設立時社員	東京都世田谷区深沢五丁目18-20 向殿 政男
五	設立時社員	千葉県白井市堀込三丁目7-11 相馬 成光
六	設立時社員	埼玉県所沢市北秋津890-1 マルナカビレッジ2-506 内堀 伸健
七	設立時社員	川崎市高津区久本三丁目6番1-712号 伊藤 陽三

